

事業番号120										
平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名		国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護委託費			担当部局庁		健康局		作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度		昭和29年度			担当課室		疾病対策課		疾病対策課 田原 克志	
会計区分		一般会計			政策・施策名		I－5－2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の 予防・治療等を充実させること			
根拠法令 （具体的な 条項も記載）		ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条			関係する計画、 通知等		－			
事業の目的 （目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内）		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条」の規定に基づき、療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて行う援護に要する経費(生活扶助、教育扶助等)を同法第22条に基づき、国庫負担するものである。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条」の規定に基づき、療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて援護を行う。								
実施方法		☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	46	42	33	26	25		
			補正予算							
			繰越し等							
		計		46	42	33	26	25		
		執行額		25	25	24				
		執行率（%）		54.3	59.5	72.7				
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
		ハンセン病療養所入所者の家族の生活の安定が図れる ようになる。			成果実績		－	－	－	－
					達成度	%	－	－	－	
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		援護対象者数			活動実績 (当初見込 み)	人	37 ()	38 ()	35 ()	－ (29)
単位当たり コスト		685, 714(円／人)			算出根拠	24百万円 / 35人 = 685, 714円(／人)				
平成 25 ・ 26 年度 予算 内 訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	国立ハンセン病療養所等入所者家族 生活援護委託費		26	25	生活保護の基準改定による単価の減					
計		26	25							

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国 必 要 投 入 の 費	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づくものであり、国費を投入すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づくものであり、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		—			
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく生活困難な者に対する援護に必要な経費であり、事業目的に即したものである。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		○	対象者数が当初の積算を下回ったことによるものである。		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律によれば、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体および財産に係る被害、その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題とされている。 ・本事業は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規程に基づく、らい予防法により一家の支柱となるべき者が入所させられた場合の代替措置として、その家族に対し、生活保護に準じた援護を行う制度に必要なものであり、適切に実施されている。 ・平成24年度は、前年度と同程度の35人に対し支給し、前年度に比べ、効率的な執行が図られたところであり、25年度も引き続き効率的な執行を図りつつ、生活困難なハンセン病療養所入所者の家族に対して援護を行っていく。					
外部有識者の所見						
執行率を勘案し、予算額への反映が必要である。（長崎、井出）						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事 業 内 容 の 改 善	本経費については、執行状況を踏まえ、予算要求に反映すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 ど お り	執行実績を踏まえ、25年度予算において縮減を行ったところである。 入所者の家族への支援を維持するため、更なる縮減は困難な状況であるため、前年度と同程度の予算を要求する。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	271	平成23年	129	平成24年	103

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
24百万円

交付決定、支給に関する指導等



【委託】

都府県(15)
24百万円

A 都府県	
(内訳)	上位10者
沖縄県	5百万円
鹿児島県	4百万円
長崎県	3百万円
東京都	2百万円
三重県	2百万円
熊本県	2百万円
大阪府	1百万円
兵庫県	1百万円
岡山県	1百万円
群馬県	1百万円

生活保護法の基準に準じて援護を実施

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.沖縄県			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
生活援護費	生活援助・住宅援助	5			
旅費	受給者世帯訪問等	0			
賃金	事務補助員	0			
消耗品費	厚生福祉購読料	0			
通信運搬費	受給世帯訪問時タクシー利用料	0			
計		5	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	沖縄県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	5		
2	鹿児島県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	4		
3	長崎県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	3		
4	東京都	生活保護法の基準に準じて援護を実施	2		
5	三重県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	2		
6	熊本県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	2		
7	大阪府	生活保護法の基準に準じて援護を実施	1		
8	兵庫県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	1		
9	岡山県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	1		
10	群馬県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	1		